



今年の年賀状に、「昨年で行憲法の公布から70年が経ちました。私共は、憲法を守ることがいかに大切なことであるかを教えられてきました。内外とも混沌とした時代を迎えています、憲法を守ることが一層大切になってくると考えています。」と書き添えました。私は、京大法学部で昭和25年～昭和28年という戦争の残影の残っている時期に学びましたが、京大事件（昭和8年）で研究の自由と大学の自治を求めて辞職された滝川幸辰（刑法）、佐々木惣一（憲法）、末川博（民法）、恒藤恭（法哲学）の先生方が復職されていました。その先生方の講義に感銘を受けましたが、その中でも末川先生が、現行憲法は戦争の犠牲となった多くの人々が戦後の日本が進むべき方向を後世に残したものであるのだから守る必要があることを諄々とさとされたことが私の頭に滲み込んでおり、年頭の所感としました。私は、昭和53年に刊行されました『末川先生追悼論集・法と権利 4』に、「所得税法における所得の分類」を寄稿しています。

話は前後しますが、昭和28年に司法修習生（7期）となり、昭和30年に裁判官に任官し、佐賀地裁、大阪地裁、東京高裁、東京地裁（統括）に裁判官と

して勤務し、その間昭和36年～昭和52年にかけて法務省に訟務検事として出向しています。東海大学法学部の創設にお誘いを受けて、昭和59年に裁判官を退官して東海大学



山田 二郎 (7期)

●Jiro Yamada

法学部教授（租税法専攻）に転職し、同時に弁護士登録（第二東京弁護士会）をしました。平成6年に東海大学教授を定年退職して、その後は租税事件に特化し弁護士業務に専念しています。

私が租税法に関心を持つきっかけとなったのは、シャウプの税制勧告（昭和25年）の中で「大学の法学部で租税法の講座を独立の科目として設けるべきこと」が提唱されて、昭和26年に東大法学部と京大法学部に租税法の講座が新設されました。それまでは、税金を取り立てる財政法という講座は置かれていましたが、税金を課税主体である国・地方自治体と納税者の間

の債権・債務関係としてとらえる租税法という講座はありませんでした。京大法学部では汐見三郎先生が租税法の講義を始められ、私はその講義を聞いて租税法に強い関心を持ち、その後司法修習生の時に中川一郎先生らが創設（昭和26年）されていた日本税法学会に、その後金子宏先生らが設立された租税法学会に入会し（第1回総会（昭和47年）で研究報告）、租税法の勉強を続けて今日に至っています。

勉強の成果は、平成10年に、『租税法の解釈と展開』（1）、（2）と『租税法重要判例解説』（1）、（2）の4冊にまとめて信山社から刊行しました。感激しましたことは、同僚・後輩の研究者から『古希記念論集 租税法の課題と超克』、『喜寿記念論集 納税者保護と法の支配』の献呈を受けたことでした。前書には園部逸夫元最高裁判事が、後書には清永敬次京大名誉教授が題字を揮毫してくださいました。

私が弁護士を志向している司法修習生に言ってきたことは、何か強い分野を持つ弁護士になってほしいということでした。

論語の一節を引用して締めくくります。「繰り返して学び、友と学問について話し、人から評価されなくても怒らないのが学ぶ者の姿だ。」

■

Hanamizuki

花水木

27



張江 亜希 (61期)

●Aki Harie

法教育委員会のS先生から、「花水木の執筆をお願いできませんか」と言われたのは、法教育委員会の懇親会の席でした。そこで、私は、「法教育委員会の話をさせていただけるなら、書きます」とお答えしたところ、S先生から「是非、法教育委員会の話をしてください!」とお許しを得ましたので、ここでは、法教育委員会での活動をメインにご紹介させていただこうと思います。

私は、昨年12月で弁護士登録9年目を迎えました。登録3年目ころに、そろそろ事務所外の弁護士会の活動にもかかわってみたいなと思い、何となく面白そう、という理由だけで法教育委員会への所属を希望しました。その後、現在では、法教育の面白さにすっかりはまってしまいました。

法教育委員会がどのような活動をしているのかといいますと、主に、子どもたちが自由に公正な民主主義社会の担い手となるよう、小・中学校や高等学校、特別支援学校等に出向いて授業を行ったり、そのための教材を作成したりしています。

私も、いろいろな学校で法

教育の授業を行わせていただきましたが、その際、言葉遣いに非常に気を遣っています。法律用語そのままの単語で話しても、子どもたちには伝わりません。自由、公正、正義等、当たり前ものとして使っている単語ですら、「それって一体どういうこと?」という質問が子どもたちからなされることもあります。しかし、こちらが平易な表現で説明すると、初めて会う弁護士が急に話し出したことに身構えていた子どもたちが「ふむふむ、この弁護士が話していることはそういうことか。何となくだけど、私たちにとってとても大事なことみたいだ」という表情をしてくれる瞬間があります。その瞬間が「法教育をやっていてよかった!」と感じる時です。

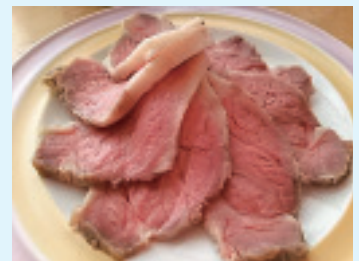
このような経験は、普段の業務で依頼者に話をする際にも役立っています。目の前の依頼者が私の話を理解してくれているかを考えながら、言葉を選ぶことを心がけるようになりました。それでも、つい、法律用語をズラズラと話してしまうこともあり、反省を繰り返す日々です。

また、平易な言葉で説明するには、私自身がその制度や単語の意味を理解していなければならない、基本的な知識の重要性にも気付きました。先

日も、とある高等学校で立憲主義についての授業を行ったのですが、立憲主義とは何かについて確認すべく、徐々に憲法の基本書を読み返したりしました。意外と忘れていることもあり、「ああ、やはり、基本書を読むことって大事な」と痛感した次第です。

最近、休日のリフレッシュとして料理教室に通っていますが、ここでも講師から基本の大切さを学びました。今まで自己流で作っていた料理も食材の特性(タンパク質が何℃で変性するか等)を学び、その基本的な特性を生かした調理をすると仕上がりが格段によくなりました。ソミュール法で作る自家製ハムなどは基本を守りながらじっくり時間をかけて作ると絶品になります。

登録9年目ともなると、世間的にはそろそろ中堅弁護士と言われるようになりますが、私にはまだまだ足りない部分もあり、基本を疎かにせず、これからも日々精進していきたいと思います。 N
APA



絶品の自家製ハム